

令和7年第8回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和7年8月19日（火） 午後3時00分～午後3時20分

2. 開催場所 棚倉町役場 正庁

3. 出席委員 （農業委員13名・推進委員1名）

会 長 15番 沼野 謙一

農業委員

1番 緑川利喜男	2番 草野 勇助	4番 渡邊 秀行
5番 金澤 俊夫	6番 秋山 勝康	7番 高萩 幸一
8番 齋藤 登	10番 藤田 監次	11番 鈴木 敏夫
12番 根本 秀男	13番 星 實	14番 須藤 芳浩

推進委員 根本 勝彦

4. 欠席委員

9番 垂石 みわ子

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

協議第1号 次回総会及び現地調査の日程について

会 議	長 長	あいさつ はじめに、本日の農業委員会であります。棚倉町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、9番 垂石 みわ子委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。 ただ今の出席委員は、農業委員13名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第8回棚倉町農業委員会総会を開会します。 次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会会議規則第42条の規定に基づき、8番 齋藤 登 委員、10番 藤田 監次 委員を指名します。 次に、会期の決定であります。今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定されました。 それでは、早速議事に入ります。
議	長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。まず、議題の内容と番号1について事務局より説明願います。
事 務 局		議案第1号の議題の内容と番号1について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。根本勝彦推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
根 本 推 進 委 員		番号1の調査結果について、ご報告いたします。 8月6日、午前9時35分より、申請地において、設定人である●●●●さん、被設定人である●●●●さん立会いのもと、藤田農業委員、事務局の深谷さん、益子さんとで現地調査を行ってまいりました。事務局からの説明のとおり、賃借権の設定をするものです。 現地の状況につきましてはまず、申請地①②で稲の作付けが行われておりました。次に申請地③では、代かきまで行ったものの、その後、用水路の配管内のつまりが酷くなり、水を引くことが困難な状況にあったため、今年は作付けを断念したとのことでした。また、作付けは行われておりませんが、設定人と被設定人の両名で、草刈りなどの保全管理が行われておりました 借り受け後は、引き続き作付けをしていくほか、申請地③については、用水路の整備をするなど来年は作付けできるよう改善していくとのことでした。 なお、被設定人は40年にわたり営農しており、農機具等の所有や農作業の従事要件さらに農作業の効率化など、農地法第3条第2項に掲げる要件に該当する項目はなく、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員		「なし」

議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	議案第２号「農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。 まず、議題の内容と番号１について事務局より説明願います。
事	務 局	議案第２号の議題の内容と番号１について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります、根本勝彦推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
根 本 推 進 委 員		番号１の調査結果についてご報告いたします。 ８月６日午前９時より申請地において、譲受人の●●●●さん及び申請人から委任を受けた●●●●さん立会いのもと、藤田農業委員と事務局深谷主任主査とで現地調査を行ってまいりました。申請内容につきましては、只今、事務局が説明したとおりであります。まず、用水については、町上水道管より引き込みします。雨水は、北側の県道との間の一部に側溝を新設し流入させます。なお、申請地内はアスファルト舗装箇所と敷砂利箇所がありますが水勾配を設け新設した側溝に流入させます。汚水については、合併浄化槽で処理し新設そうっ耕から既設側溝を経て●●川へ放流します。盛土関係については、盛土輪行わず整地のみであるため、土砂流出等の心配はなく、のり面が現状のまま利用します。会社事務所周辺の西側はアスファルト舗装とし、倉庫・資材置場・駐車場となる東側は敷砂利とします。また、申請地西側の隣接地との境界の明確化を図るためブロックを設置します。なお、申請地南側に農地がありますが低い位置にあるため日照等に影響はありません。また、申請地南側に農地がありますが、低い位置にあるため日照等に影響はありません。また、申請地は県道に接しており、周囲は住宅が点在する位置にあるため、農地の蚕食分断にもあたりません。以上、現地において確認してまいりましたが、特に問題はないものと見てまいりました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
議	長	ちょっとよろしいでしょうか。第１種農地だと、原則転用禁止ということですが、今回は集落接続事業に該当すると許可できるというものなんですね。 その集落接続事業について教えてください。
事	務 局	申請地の周辺の地域において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとありまして、日常生活上又は業務上必要な施設に

		は、店舗・事務所・作業場等その集落に居住する者が生活を営む上で必要な施設全般が該当します。今回の場合ですと、移転前の事務所が今回の申請地とそう遠くない所にあること、従業員の方もほとんどが棚倉在住だということで、集落接続事業に該当すると思われます。
議	長	ありがとうございました。 そのほかに質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は許可することに決定されました。
議	長	協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事	務 局	協議第1号について、朗読を持って説明。
議	長	ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いいたします。
全	委 員	「なし」
議	長	質問等が無いようでありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。
議	長	以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和7年第8回棚倉町農業委員会総会を閉会とします。 大変ご苦労様でした。

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和7年8月19日

棚倉町農業委員会 会 長

議事録署名委員 8 番委員

10 番委員